

ため池浸水想定区域図公表にあたっての留意点

ため池については、決壊等の危険が生じないように、次のとおり維持管理を行っています。

日常的な維持管理

- ・ため池の水位は、できるだけ低い水位で運用し、満水状態の危険を回避するとともに雨水調節機能としても活用しています。
- ・ため池の各施設は、水利組合と協力しながら点検・監視を行い、異常の早期発見に努め、補修及び清掃等を行っています。

今後のハード面での取組み

- ・令和2年10月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行されました。大野城市におきましても、国の方針を踏まえ、劣化状況や耐震性の調査、補強工事の実施について検討しています。